

行田市忍・行田・埼玉・太田中学校区義務教育学校（仮称）
基本設計業務委託特記仕様書

I 業務概要等

1. 業務名称 行田市忍・行田・埼玉・太田中学校区義務教育学校(仮称)
基本設計業務委託
2. 履行期間 契約日から令和 9 年 3 月 31 日まで
3. 業務概要 建築、電気設備、給排水設備、空調換気設備
昇降機設備等(外構整備等を含む)の基本設計業務一式

4. 適用

本特記仕様書に記載されていない事項は、「埼玉県建築設計業務委託共通仕様書」による。

本特記仕様書に記載された特記事項については、「□」印、「※」印及び「■」印の付いた項目については、「■」印が付いたものを適用する。「■」印の付かない場合は「※」印を適用する。

耐震安全性の分類は、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準による。

5. 設計と条件

(1) 敷地の条件

- a. 所在地 行田市大字佐間、大字下忍地内(教育文化センター「みらい」南側)
- b. 敷地面積 38,200 m²
- c. 用途地域 指定なし
- d. 防火地域 防火 準防火 指定なし
- e. 地域地区等 宅地造成等工事規制区域

(2) 施設の条件

- a. 施設名称 行田市忍・行田・埼玉・太田中学校区義務教育学校(仮称)
- b. 施設用途 義務教育学校
(令和 6 年国土交通省告示第 8 号別添二第 七 号第 1 類)

(3) 建築物の条件

- a. 棟名称 行田市忍・行田・埼玉・太田中学校区義務教育学校(仮称)
- b. 建築物用途 義務教育学校
(令和 6 年国土交通省告示第 8 号別添二第 七 号第 1 類)
- c. 面積 工事対象面積 約 17,000 m² (延べ面積 約 17,000 m²)
- d. 構造、階数 基本構想に基づき、基本設計において協議する。
- e. 耐震安全性の分類

	構造体	Ⅱ 類
	建築非構造部材	A 類
	建築設備	乙 類
f. 工事種別	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 解体 <input type="checkbox"/> 改修 <input type="checkbox"/> _____	

(4) 計画の条件

- a. 設計方針
- 以下について特に配慮した計画とすること。
 ([] 内の数字は優先順位を示す。)
- コストの縮減 [2]、工期の短縮 [1]、
工事中の施設運営 []、メンテナンスの容易性 [3]、
デザイン性 [4]、_____ []
- b. 目標工事費
- 約 134 億円 (税込み) 以下
- c. 予定工期
- 令和 10 年 4 月から令和 12 年 2 月まで

(5) 同施設関連の別発注業務

※無し

有り (業務名称 行田市忍・行田・埼玉・太田中学校区義務教育学校(仮称)敷地測量業務)

(6) 業務概要等の資料

以下業務概要等については、次の資料による。

- 行田市忍・行田・埼玉・太田中学校区義務教育学校(仮称)基本構想 (別冊)
- 設計要求書 (別紙____)
- 企画書 (別紙____)
- 基本設計書 (別紙____)
- 指示事項書 (別紙____)
- BIM 活用に関する発注者情報要件 (EIR) (別紙____)
- _____ (別紙____)

(7) その他

埋蔵文化財について

設計(建築物の配置計画)にあたっては、埋蔵文化財包蔵地を避けること。(別紙) 宅地造成の方法においても影響を考慮し検討すること。

施設へのアプローチについて

周辺道路状況等を踏まえ、安全性に配慮した計画とすること。

II 業務仕様

1. 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の範囲

a. 基本設計に関する標準業務

業務内容 (新築工事の設計業務は、令和6年国土交通省告示第8号別添一第1項に掲げるもの)		業務分野					
		総合	構造	設備			
				電気	給排水 衛生	空調 換気	昇降 機等
新築 工事 の 設 計 業 務	(1)(i)条件整理	■	■	■	■	■	■
	(1)(ii)設計条件変更等の場合の協議	■	■	■	■	■	■
	(2)(i)法令上の諸条件の調査	■	■	■	■	■	■
	(2)(ii)計画通知関係機関打合せ	■	■	■	■	■	■
	(3)インフラ状況調査、関係機関打合せ	■	■	■	■	■	■
	(4)(i)総合検討	■	■	■	■	■	■
	(4)(ii)設計方針策定及び発注者説明	■	■	■	■	■	■
	(5)基本設計図書の作成	■	■	■	■	■	■
	(6)概算工事費の検討	■	■	■	■	■	■
(7)基本設計内容の発注者への説明等	■	■	■	■	■	■	
改修 工事 の 設 計 業 務	(1)(i)条件整理	□	□	□	□	□	□
	(1)(ii)設計条件変更等の場合の協議	□	□	□	□	□	□
	(2)法令上の諸条件の調査	□	□	□	□	□	□
	(3)インフラ状況調査、関係機関打合せ	□	□	□	□	□	□
	(4)(i)総合検討	□	□	□	□	□	□
	(4)(ii)設計方針策定及び発注者説明	□	□	□	□	□	□
	(5)基本設計図書の作成	□	□	□	□	□	□
	(6)概算工事費の検討	□	□	□	□	□	□
(7)基本設計内容の発注者への説明等	□	□	□	□	□	□	

b. その他基本設計に必要な業務

- 埼玉県建築物環境配慮制度による「建築物の熱負荷の低減」、「再生可能エネルギーの利用」及び「省エネルギーシステム」等の検討
- 景観配慮計画書の作成
- 新築・改築・増築設計における景観配慮計画書の作成に当たっては、以下の基準に基づき作成する
 - ① 埼玉県公共事業景観形成指針
 - ② 行田市景観条例
- 設計内容の適正化及びコスト管理チェック表「基本設計」の作成
- 設計レビューへの協力業務（別紙2による）
- 打合せ記録簿（監督員、建築確認申請及び消防、上下水道、ガス、電力、通信等の関係機関との打合せ）の作成

- 雨水貯留浸透施設の検討 雨水の流出抑制を目的として設置する貯留浸透施設は、以下の項目についての検討
(ア)計画貯留量 (イ)貯留浸透施設設置箇所図 (ウ)概算事業費
- 造成計画図の作成

(2) 追加業務の内容及び範囲

<input type="checkbox"/> 建築積算	見積の収集、見積検討資料、見積一覧表、積算数量算出書（積算数量調書を含む）、複合単価等資料及び営繕工事積算チェックマニュアルによるチェックリストの作成
<input type="checkbox"/> 設備積算（電気）	
<input type="checkbox"/> 設備積算（給排水衛生）	
<input type="checkbox"/> 設備積算（空調換気）	
<input type="checkbox"/> 設備積算（昇降機等）	

■日影図の作成（計画通知添付図面は含まない）

■透視図の作成	種類： べた塗	判の大きさ： A2(外観 2 枚、 鳥瞰図 1 枚、内 観 2 枚)
	額の有無： ■有り □無し	額の材質： アルミ
□模型の製作	縮 尺：	主要材料：
	ケースの有無： □有り □無し	ケースの材質：
□模型の写真撮影	カット枚数：	判の大きさ：
	白黒/カラー：	

■工期検討資料（概略工事工程表及び根拠資料）の作成

□リサイクル計画書の作成

□アスベスト含有 建材の分析調査 及び調査報告書 の作成	分析調査方法（定性分析） [JIS A1481]： □1481-1 □1481-2 □いずれか （定量分析） □1481-3 □1481-4 □いずれか
	調査検体数：
	調査対象室、 部分又は建材：

□アスベスト含有建材の除去に関する所管行政部署（大気環境、廃棄物処理、労働環境）との協議及び協議結果報告書の作成

□既存建築物の CAD 図面の作成	既存紙図面： □有り □無し
	作図対象：
□既存施設の詳細調査及び報告書 作成（改修設計に係るもの）	調査対象：
□既存施設の法適合状況調査及び 報告書作成(計画通知に係るもの)	調査対象：

■建築確認申請等に関する関係機関との打合せ

□建築確認申請等図書の作成

- 建築確認申請等に関する申請手続
 - 構造計算適合性判定申請手続
 - エネルギー消費性能関係計算書の作成及び申請手続
- 都市計画法施行規則第60条に基づく書面（適合証明）の交付申請手続
- 中高層建築物等指導要綱等に基づく住民説明（□説明会形式、□個別説明形式）、標識看板の作成・設置・撤去、事業報告書の作成及び申請手続
- 埼玉県福祉のまちづくり条例に関する申請手続
- ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に関する届出手続
- 埼玉県景観条例及び埼玉県景観計画に基づく申請手続
- 土壌汚染対策法に基づく協議
- 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく設計住宅性能評価申請手続
- 消防法施行令第32条に基づく申請手続
- 防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成及び申請手続
- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に関する業務（モデル建物法による省エネルギー適合判定業務は標準業務に含まれる）
- 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定に関する業務
- 建築環境総合性能評価システム(CASBEE)による評価書の作成
- 埼玉県建築物環境配慮制度（CASBEE 埼玉県）に関する申請手続（総合的な環境保全に関する検討・評価資料の作成を含む）
- 災害応急対策活動に必要な施設その他特別な性能、機能、設備等を有する官庁施設の設計等における特別な検討及び資料の作成（建築非構造部材の耐震安全性に関する特別な検討、特殊な設備機器を有する室の設計に係る特別な検討等）
- 官庁施設の計画から建設、運用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じた二酸化炭素排出量等を用いて行う総合的な環境保全性能の評価（詳細なLCC02を求める場合）
- 実験設備に関する検討及び資料の作成
 - 電波障害対策等の資料収集、机上検討及び報告書の作成
- 内部雷保護設備に関する検討及び資料の作成
- 構内情報通信網設備に関する検討及び資料の作成
- 音声誘導設備に関する検討及び資料の作成
- 排水処理設備に関する検討及び資料の作成
 - 雨水・排水再利用設備に関する検討及び資料の作成
- 蓄熱システムに関する検討及び資料の作成
 - 設計の点検実施要領に基づく総合的なコスト縮減の検討及び資料の作成
 - 設計VEへの協力業務(別紙3)
 - ライフサイクルコストの低減計画書の作成
 - 起債、国庫補助金等に係る図書作成等の支援業務
 - 事業手法及び予定価格の検討支援

- 省エネルギー計算書の作成(モデル建物法)
- ワークショップへの出席及び資料作成等支援(3回程度)
- 市民説明会資料の作成等支援
- _____

2. 業務の実施

(1) 一般事項

- a. 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準に基づき行う。
- b. 施設の計画にあたっては、各種ハザードマップで想定されている所在地における災害（浸水、土砂災害、地震等）を考慮し、室や機器の位置、構造等を決定する。
- c. 材料や工法等の選定にあたっては、維持管理費用を含めた比較を行う。
- d. 工期検討にあたっては、(一社)日本建設業連合会「建築工事適正工期算定プログラム」や同種の施工実績等を考慮する。
- e. 設計の点検における点検時期は、設計方針の策定段階とする。点検実施日の決定のため、受注者は、設計方針の検討状況を監督員に適宜報告する。
- f. 同施設関連の別発注業務との調整は、本仕様書Ⅱ 1. (1)一般業務の範囲で「総合」を指定されたものが行い、調整経過を監督員へ報告する。
- g. 設計にあたっては、埼玉県産建設資材の積極的な利用の検討を行う。
- h. 埋蔵文化財包蔵地、史跡名勝天然記念物の指定の有無及び手続きの必要性について検討し、その結果を監督員に報告する。
- i. 造成の検討にあたっては、埋蔵文化財包蔵地の影響を考慮して行う。
- j. 「埼玉県建築工事に伴う災害、公害及び事故防止対策要領」に基づき、現場の施工条件を十分に調査した上で、施工時における公衆災害の発生防止に努めるとともに、施工時に留意すべき事項がある場合には、成果物に明示する。

(2) 適用基準等

別紙1に掲げる技術基準等を適用する。なお、新たな版が出版され、基準間に相違がある場合又は当該基準等によりがたい場合は、監督員と協議し、適用する基準等を決定する。

(3) 業務実績情報の登録（公共建築設計者情報システム（PUBDIS）への業務カルテ登録）

- ※業務実績情報を登録しない
- 業務実績情報を登録する

(4) 業務計画書

業務工程には、各業務の作業期間、現地調査等の実施時期、図面の初稿完成予定時期、を記載する。

- (5) 管理技術者の資格要件 ※次のいずれかの資格を有する者
- 一級建築士（建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 2 項）
 - 建築設備士（建築士法第 2 条第 5 項）
 - 設備設計一級建築士（建築士法第 10 条の 3 第 4 項）
 - 入札公告による
 - _____ による

(6) 貸与品等

貸与品等	製本等/ 電子データ	摘要
<input type="checkbox"/> 適用基準等のうち、貸与するもの <input type="checkbox"/> 既存建築物設計図書一式 <input type="checkbox"/> 既存工作物設計図書一式 <input checked="" type="checkbox"/> 隣接敷地調査資料（柱状図） <input type="checkbox"/>	製本	

貸与場所 教育総務課、貸与時期 業務着手時
返却場所 教育総務課、返却時期 業務完了時

(7) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに打合せ記録簿を作成し、監督員に提出する。

- a. 業務着手時
- b. 監督員又は管理技術者が必要と認めた時
- c. 施設管理者に確認すべき事項が生じた時
- d. _____

(8) 成果物等の情報の適正な管理

- a. 次に掲げる措置その他必要となる措置を講じ、契約書の秘密の保持等の規定を遵守のうえ、成果物等の情報を適正に管理する。

なお、発注者は措置の実施状況について報告を求めることができる。

また、不十分であると認められる場合には、是正を求めることができるものとする。

成果物等とは、

ア. 業務の成果物（未完成の成果物を含む。）

イ. その他業務の実施のため、作成され、又は交付、貸与等されたもの

等とし、紙媒体によるもののほか、これらの電子データ等を含むものとする。

- (a) 発注者の承諾無く、成果物等の情報を業務の履行に関係しない第三者に閲覧させる、提供するなど（ホームページへの掲載、書籍への寄稿等を含む）しない。

- (b) 業務の履行のための協力者等への成果物等の情報の交付等は、必要最小限の範囲について行う。

- (c) 貸与品等の情報については、業務の履行に必要な範囲に限り使用するもの

とし、(6)により監督員に返却する。また、複製等については、適切な方法により消去又は廃棄する。

- (d) 契約の履行に関して知り得た秘密については、契約書に規定されるとおり秘密の保持が求められるものとなるので特に取扱いに注意する。
- b. 成果物等の情報の紛失、盗難等が生じたこと又は生じたおそれが認められた場合は、速やかに発注者に報告し、状況を把握するとともに、必要となる措置を講ずる。
- c. 上記 a 及び b の規定は、契約終了後も対象とする。
- d. 上記 a、b 及び c の規定は、協力者等に対しても対象とする。

(9) その他、業務の履行に係る条件等

- a. 指定部分の範囲 監督員との協議による
■指定部分の履行期限 令和 8 年 11 月 1 日（概算見積の提出に関するもの）
令和 年 月 日（監督員との協議によるもの）
- b. 成果物の提出について
提出場所 教育総務課
提出期限 令和 9 年 3 月 17 日
- c. 成果物の取扱いについて
提出された CAD データについては、当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。
- d. 写真の著作権の権利等について
受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。
 - (a) 写真は、県が行う事務並びに県が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。
 - (b) 次に掲げる行為をしてはならない。（ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。）
 - ア. 写真を公表すること。
 - イ. 写真を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡すること。
- e. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
 - (a) 本業務において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
 - (b) (a)により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
 - (c) (a)及び(b)の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
 - (d) 本業務において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程が遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

3. 成果物、提出部数等

(1) 設計方針説明書 (5部)

(2) 基本設計 (2部 【納品形態】 無印：電子納品、■：紙出力+電子納品)

成果物等	標準縮尺	納品形態	摘要
a. 建築（総合） 建築（総合）基本設計図書 ■計画説明書 ■仕様概要書 ■仕上概要表 ■面積表及び求積図 ■敷地案内図 ■配置図 ■平面図（各階） ■断面図 ■立面図（各面） ■工事費概算書 ■仮設計画概要書	 1/3,000 1/500 1/200 1/200 	打合せによる // // // // // // // // //	JWW+PDF CD-R (2枚)
b. 建築（構造） 建築（構造）基本設計図書 ■構造計画説明書 ■構造設計概要書 ■工事費概算書		打合せによる // //	
c. 電気設備 電気設備基本設計図書 ■電気設備計画説明書 ■電気設備設計概要書 ■工事費概算書 ■各種技術資料		打合せによる // // //	
d. 給排水衛生設備 給排水衛生設備基本設計図書 ■給排水衛生設備計画説明書 ■給排水衛生設備設計概要書 ■工事費概算書 ■各種技術資料		打合せによる // // //	
e. 空調換気設備 空調換気設備基本設計図書 ■空調換気設備計画説明書 ■空調換気設備設計概要書 ■工事費概算書 ■各種技術資料		打合せによる // // //	

成果物等	標準縮尺	納品形態	摘要
f. 昇降機等 昇降機等基本設計図書 ■昇降機等計画説明書 ■昇降機等設計概要書 ■工事費概算書 ■各種技術資料		打合せによる // // //	
g. その他 ■透視図 ■各種技術資料 ■各記録書 ■業務実施計画書 ■業務完了報告書 ■その他基本設計に必要な業務及び追加業務で作成した資料のうち、市が提出を求めるもの		打合せによる // // // // //	

(3)成果物に係る一般事項

- a. 設計図は、適宜追加してもよい。また、建築（構造）の成果物は、建築（総合）の成果物に含めることができる。
- b. 設計図には、発注者が使用する決裁欄を設け、押印欄には氏名（姓のみ）を記載すること。欄の数、記載内容、及び記載時期は、監督員との協議による。
- c. 埼玉県電子納品運用ガイドラインを適用する。着手時及び完了時チェックシート、電子媒体納品書を提出すること。
- d. 成果物は、原則電子納品とする。納品形態欄の無印は電子納品、■は紙出力＋電子納品とする。各成果物の電子データを格納した CD-R 等での納品とし、提出部数は 2 部とする。また、紙出力が指定されている成果物は、CD-R 等及び電子データを出力した紙を納品する。なお、電子データの無い成果物の納品方法は、監督員との協議による。
- e. C A D データの形式は、以下のいずれかとする。
なお、s f c 形式で提出する場合は、J w _ c a d (<http://www.jwcad.net/>) の最新バージョンにおいて、正常に表示及び印刷できるか確認した後に提出すること。

C A D データの形式	■ j w w ・ □ s f c ・ ■ p d f ・ □ _____
--------------	---------------------------------------

- f. C A D データ以外の電子データの形式は、監督員との協議による。
- g. 用紙の大きさが指定されていない成果物の大きさは、監督員との協議による。
- h. 工事費概算書は、積算を行う前に見積等により提出し、工事目途額以内となっているか監督員の承諾を得ること。

別紙1 適用基準等 (<国>：国土交通省、<文>：文部科学省、<県>：埼玉県、
<市>：行田市、<他>：その他)

a. 共通	(年版等)
■<国> <u>官庁施設の基本的性能基準</u>	(令和 6 年 3 月)
■<国> <u>官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン</u>	(平成 27 年 3 月)
■<国> <u>官庁施設の総合耐震・対津波計画基準</u>	(平成 25 年 3 月)
□<国> <u>官庁施設の総合耐震診断・改修基準</u>	(平成 8 年)
■<文> <u>学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック</u>	(平成 27 年 3 月改訂、平成 31 年 3 月追補)
■<国> <u>官庁施設の防犯に関する基準</u>	(平成 21 年 6 月)
■<国> <u>官庁施設の環境保全性基準</u>	(令和 7 年 3 月)
■<県> <u>埼玉県環境配慮方針</u>	(令和 5 年)
■<県> <u>埼玉県グリーン調達・環境配慮契約推進方針</u>	(令和 7 年)
■<国> <u>官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準</u>	(平成 18 年)
■<県> <u>埼玉県福祉のまちづくり条例</u>	(令和 5 年)
■<県> <u>埼玉県公共事業景観形成指針</u>	(平成 25 年 4 月)
□<国> <u>木造計画・設計基準</u>	(令和 7 年)
□<国> <u>木造計画・設計基準の資料</u>	(令和 7 年)
■<県> <u>埼玉県内の建築物等における木造化・木質化等に関する指針</u>	(令和 4 年)
□<国> <u>評価方法基準 (住宅の性能に関する評価の方法の基準)</u>	(令和 7 年)
□<国> <u>公営住宅等整備基準</u>	(令和 4 年 4 月)
□<国> <u>公共住宅建設工事共通仕様書</u>	(令和 4 年)
□<国> <u>公共住宅標準詳細設計図集 (第 4 版)</u>	(平成 19 年)
□<国> <u>高齢者が居住する住宅の設計に係る指針</u>	(令和 4 年)
□<県> <u>埼玉県県営住宅条例</u>	(令和元年 12 月)
■<県> <u>建設工事に伴う騒音振動対策技術指針</u>	(平成 29 年 4 月)
□<国> <u>建築物解体工事共通仕様書</u>	(令和 4 年)
■<県> <u>彩の国建設リサイクル実施指針</u>	(平成 14 年 3 月)
■<県> <u>建設副産物の手引き</u>	(令和 5 年 1 月)
□<県> <u>石綿飛散防止対策マニュアル 2022</u>	(令和 5 年)
□<国> <u>建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル</u>	(令和 7 年 3 月)
■<国> <u>公共建築工事標準単価積算基準</u>	(令和 7 年)
■<国> <u>営繕工事積算チェックマニュアル</u>	(令和 6 年)
■<県> <u>埼玉県建築工事積算基準</u>	(令和 7 年 4 月)
■<県> <u>埼玉県建築工事共通費積算基準</u>	(令和 7 年 4 月)
■<県> <u>埼玉県電子納品運用ガイドライン</u>	(令和 7 年)
□<国> <u>官庁営繕事業における BIM 活用ガイドライン</u>	(令和 6 年)
□<国> <u>官庁営繕事業における BIM 活用実施要領</u>	(令和 6 年)
□<国> <u>EIR を活用した BIM 活用の運用について</u>	(令和 6 年)
□<国> <u>BIM 適用事業における成果品作成の手引き (案)</u>	(令和 4 年)
□<国> <u>学校施設における天井等落下防止対策のための手引</u>	(平成 25 年 8 月)

□<県> <u>設計の点検実施要領（埼玉県 都市整備部 営繕課）</u>	（令和 5 年 8 月）
■<県> <u>設計の点検実施要領（埼玉県 都市整備部 設備課）</u>	（令和 5 年 8 月）
□<県> <u>設計の点検実施要領（埼玉県 都市整備部 営繕・公園事務所）</u>	（令和 5 年 8 月）
■<市> <u>行田市景観条例</u>	（令和 7 年）
■<市> <u>行田市開発行為等に関する指導要綱</u>	（令和 5 年）
b. 建築	
■<国> <u>建築設計基準</u>	（令和 6 年）
■<国> <u>建築設計基準の資料</u>	（令和 6 年）
■<国> <u>建築構造設計基準</u>	（令和 3 年）
■<国> <u>建築構造設計基準の資料</u>	（令和 3 年）
■<国> <u>構内舗装・排水設計基準</u>	（平成 27 年）
■<国> <u>構内舗装・排水設計基準の資料</u>	（平成 27 年）
■<国> <u>建築工事設計図書作成基準</u>	（令和 2 年）
■<国> <u>建築工事設計図書作成基準の資料</u>	（令和 2 年）
■<国> <u>建築工事標準詳細図</u>	（令和 4 年）
■<国> <u>敷地調査共通仕様書</u>	（令和 4 年）
■<県> <u>埼玉県建築工事特別共通仕様書</u>	（令和 5 年）
□<国> <u>建築工事監理指針</u>	（令和 4 年）
□<国> <u>建築改修工事監理指針</u>	（令和 4 年）
c. 建築積算	
■<国> <u>公共建築数量積算基準</u>	（令和 5 年）
■<国> <u>公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）</u>	（令和 5 年）
■<国> <u>公共建築工事見積標準書式（建築工事編）</u>	（令和 7 年）
□<国> <u>公共住宅建築工事積算基準</u>	（令和 5 年）
d. 設備	
■<国> <u>建築設備計画基準</u>	（令和 6 年）
■<国> <u>建築設備設計基準</u>	（令和 6 年）
■<国> <u>建築設備工事設計図書作成基準</u>	（令和 6 年）
■<国> <u>雨水利用・排水再利用設備計画基準</u>	（平成 28 年）
■<国> <u>公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）</u>	（令和 7 年）
■<国> <u>公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）</u>	（令和 7 年）
■<県> <u>埼玉県電気設備工事特別共通仕様書</u>	（令和 5 年）
■<県> <u>埼玉県機械設備工事特別共通仕様書</u>	（令和 5 年）
□<国> <u>電気設備工事監理指針</u>	（令和 4 年）
□<国> <u>機械設備工事監理指針</u>	（令和 4 年）
■<他> <u>建築設備耐震設計・施工指針（（一財）日本建築センター）</u>	（2014 年）
■<他> <u>建築設備設計計算書作成の手引（（一社）公共建築協会）</u>	（令和 6 年）
■<国> <u>空気調和システムのライフサイクルエネルギー・マネジメントガイドライン</u>	（平成 22 年度）
■<県> <u>設備設計の留意事項（埼玉県都市整備部設備課）</u>	（令和 7 年）
■<他> <u>給排水衛生設備規準（（公財）空気調和・衛生工学会）</u>	（2019 年）
□<他> <u>劇場等演出空間電気設備指針 2014（（一社）電気設備学会）</u>	（2014 年）

- <国>官庁施設におけるクールビズ／ウォームビズ空調システム導入ガイドライン (平成 21 年度)
- <国>官庁施設の熱源設備における木質バイオマス燃料導入ガイドライン (平成 23 年度)
- e. 設備積算
 - <国>公共建築設備数量積算基準 (令和 7 年)
 - <国>公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編） (令和 5 年)
 - <国>公共建築工事見積標準書式（設備工事編） (令和 7 年)
 - <国>公共住宅電気設備工事積算基準 (令和 5 年)
 - <国>公共住宅機械設備工事積算基準 (令和 5 年)
- f. その他
 - <県>埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例 (令和 6 年)
 - <市>行田市開発行為等に関する雨水流出抑制施設設置基準 (令和 3 年)

設計レビュー仕様書

受注者は、設計業務の途次において発注者が基本設計レビュー（以下「レビュー」という。）を実施するに当たり、その実施に協力しなければならない。

1 レビューの概要

- (1) レビュー実施の時期
 - a 原則として、基本設計書の策定完了時期とする。
 - b 実施の詳細なスケジュールは、監督員が別途通知する。
- (2) レビュー実施期間は、各段階とも原則として1日とする。

2 レビューへの協力

- (1) 受注者は、監督員が指示する時期までに、以下の資料を準備するものとする。
 - 計画説明書、仕上げ概要表、配置図、工事費概算書、その他監督員の指定するもの、その他な必要資料
- (2) 発注者がレビューを実施する際、受託者は監督員の求めに応じてレビューに出席し、説明の補助をするものとする。

3 レビュー事項の取扱い

- (1) 受注者は、監督員の指示により設計内容の見直し及びそれに基づく修正等を行うものとする。
- (2) 受注者は、監督員の指示により検討を求められた事項については、技術的検討を行い、その結果を監督員に報告し指示を受けるものとする。

設計VE協力業務

受注者は、当該設計業務において発注者が設計VEを実施するにあたり、基本設計業務の範囲内においてその実施に協力するものとする。

1 設計VE協力業務の概要

(1) 設計VEは、庁内会議・委員会等にて発注者が実施するものとする。

(2) 設計VEの時期

ア 実施の詳細なスケジュールは、監督員が別途通知する。

イ 設計VE実施時期は、概算工事費の提出時とする。

2 設計VEへの協力

(1) 受託者は、設計VE作業開始前までに、基本設計図書として通常作成する資料の範囲内で、以下の資料を準備するものとする。

■計画説明書、仕上概要表、配置図、工事費概算書、その他参考とした必要資料

■VE項目リスト及びVE図面

ただし、VE項目リスト及びVE図面は、基本設計図書を用いた説明資料又はこれに準ずる簡易な資料とし、比較案の新規作成、詳細図の作成その他これに類する追加的検討を含まないものとする。

(2) 庁内会議・委員会等にて発注者が設計概要説明の際、受注者は監督員求めに応じて会議に出席し、説明の補助をするものとする。(3回程度)

3. VE提案事項の取扱い

(1) 受注者は、監督員がVE提案された項目の採否の検討をするにあたり、監督員の指示により基本設計業務の範囲内で技術的検討を行い、その結果を報告するものとする。

(2) 受注者は、監督員が(1)の結果に基づき、基本設計業務の範囲内における軽微な設計の変更を指示した場合は、必要な変更を行うものとする。

(3) 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、追加業務として別途協議のうえ定めるものとする。

ア 計画条件、施設規模、諸室構成、主要動線、配置計画等の変更を伴う場合

イ 構造方式、設備方式その他主要な設計条件の見直しを伴う場合

ウ 比較案の新規作成、概算工事費の再算定の繰返し、追加資料の作成その他、当初想定を超える作業が必要となる場合

エ 庁内会議、委員会等への出席又は説明補助が、当初想定を超えて継続的に必要となる場合

オ その他、基本設計業務の範囲を超える検討、修正又は作業が必要となる場合